

新潟県保険者協議会設置運営規程

(目的)

第1条 新潟県保険者協議会（以下「協議会」という）は、新潟県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、新潟県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 保健事業等の共同実施
- (6) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 協議会は次の区分による委員をもって構成する。

- (1) 健康保険組合代表者 4名
- (2) 全国健康保険協会代表者 4名
- (3) 国民健康保険代表者 5名
- (4) 共済組合代表者 2名
- (5) 後期高齢者医療広域連合代表者 1名

2 協議会は、必要に応じて県担当課、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び栄養士会の関係者並びに学識経験者等の参画及び助言を求めることができる。

3 協議会には監事を2名置くこととする。

(任期)

第4条 委員及び監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会には会長1名、副会長2名を置くこととし、委員の中から互選する。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職を代理する。
- 4 監事は会の状況について監査し、監査後速やかに報告するものとする。

(議事)

第6条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 協議会には、第2条を円滑に推進するため、企画推進部会、医療計画部会を設置する。

(委員の費用弁償)

第8条 委員に対する費用弁償は、次のいずれかに該当する場合に支給する。

- (1) 協議会に出席したとき
 - (2) 会長の依頼により、協議会以外の会議に出席したとき
 - (3) 協議会の会務のため旅行したとき
- 2 前項の規定による費用弁償及びその支給方法については、新潟県国民健康保険団体連合会の旅費規則に準ずる。

(費用の負担)

第9条 協議会の運営等に要する経費については、協議会を構成する関係者が応分に負担する。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、新潟県国民健康保険団体連合会内に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この運営規定に定めるもののほか、協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 協議会は会長が互選されるまでの間、新潟県国民健康保険団体連合会理事長が招集する。
- 3 第8条の規定については、国からの助成を受けられる間については、適用しない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

2 最初に監事に就任する者の任期は、平成18年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成19年7月4日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附則

1 この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 第8条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。

3 協議会は会長が互選されるまでの間、協議会事務局が招集する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。